

要 求 仕 様 書

令和6年度病院総務システム等利用端末機器の賃貸借契約
(期間:令和6年9月16日～令和10年9月15日:48ヶ月間)

沖縄県病院事業局総務企画課
(病院総務事務センター)

1. 件名 令和6年度病院総務システム等利用端末機器賃貸借契約
2. 賃貸借期間 令和6年9月16日から令和10年9月15日までの48カ月間
3. 作業の概要
 - (1) 本仕様書が定める要件に適合する病院総務システム等利用端末機器(以下「端末機等」という。)を調達し、本仕様書で指定するアプリケーションソフト等(セキュリティ対策ソフトなど)のインストールと、これらの運用上必要となる各種設定作業等(以下「初期設定作業」という。)を行う。
 - (2) 初期設定作業により構成された各種機能が、病院事業局内のネットワーク環境において正常に機能し、各ユーザー環境で使用できるか否かの動作検証等の作業(以下、「環境設定作業」という。)を行う。
 - (3) 端末機等が正常に使用できることを確認後、指定された日時と場所に対して当該端末機等を設置(以下「設置作業」という。)も行うこと。

4. 納品内容

(1) 端末機等

	品名	数量	備考
1	ノートパソコン	69台	別添「物品等の機能・性能に関する仕様」(表1、表2)参照
2	ノートパソコン用マウス	69台	上記に同じ。

(2) アプリケーションソフト(ソフトウェアライセンス等)

	品名	数量	備考
1	セキュリティ対策ソフト	69ライセンス	※ サポートライセンス48カ月分を付属すること。
2	JUSTSYSTEMS JustOffice 5	69式	※ 表計算及びPDFデータを閲覧できるもの ※ 最新バージョン、日本語版。
3	CLOMO MDM	69式	※ 48ヶ月分を付属すること。
4	ソフトウェアライセンス媒体・ライセンス証書	1式	※ ライセンス登録をしたソフトウェア毎のライセンス媒体及びライセンス証書を1式とする。(ライセンス証書は、原本とコピーで1式とする。)

(3) ドキュメント関係

	品名	数量	備考
1	設定仕様確認書	1式	※ 紙媒体及び電子媒体を1式とする。
2	納入報告書 ・納入品一覧 ・納入写真 ・作業日報 ・検収書	1式	※ 紙媒体及び電子媒体を1式とする。 (検収書は紙媒体のみで可)
3	設置機器一覧 ・機器一覧表 ・配置図	1式	※ 紙媒体及び電子媒体を1式とする。 ※ 電子媒体に保存するデータは編集可能な形式とする。
4	保守連絡体制表	1式	※ 紙媒体及び電子媒体を1式とする。

5 納入期限

令和6年9月13日(金)

6 技術的要件

- (1) 端末機等は表1から表2で示す仕様を満たし、沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム端末として問題なく動作すること。
- (2) 別紙1に示す設置・設定の条件に従い、納入期限までに納入場所に使用可能な状態で設置すること。
- (3) 各要件は、必要とする最低限の要件を示しており、提案される機器の性能を機能証明書及び添付資料により明らかにすること。なお、要件を満たしていないと判定される場合には、入札参加資格を認めないこととする。
- (4) 提案する機器は、原則として機能証明書の提出時点において製品化され、取引市場において製造・販売が継続されているものであること。機能証明書の提出時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすこと及び検証用機器納入日までに製品化されて納入できることを証明すること。
- (5) ソフトウェアは、原則として機能証明書の提出時点で最新バージョンであること。ただし、別途バージョン等を指示した場合は、それに従うこと。
- (6) 納入予定機器にプリインストールされているソフトウェアのうち、発注者が必要ないと判断したものについては、アンインストールを行うこと。また、納入物品を使用するために、当仕様書に示す以外に別途必要と判断したソフトウェア(無償または別途調達のソフトウェア)のインストールを指示された場合はこれに従うこと。
- (7) 環境設定作業完了後、その環境設定作業の不良による障害が判明した場合は、1日以内に再設定等の必要な措置を講じること。

7 保守要件

- (1) 機器については契約期間中無償保証とすること。保証の範囲は借入物品の全てであること。
- (2) 保守受付時間は、平日の午前8時30分～午後5時30分とする。
- (3) 保守については、障害連絡後、原則として沖縄本島においては1日以内、それ以外は2日以内に障害にかかる一次確認作業を行い、全く使用できない場合にあっては確認作業から1日以内に代替機の提供を行うこと。なお、代替機提供に係る経費は受注者負担とする。
- (4) 受注者は、機器の故障原因について発注者に報告するものとし、その内容を受けて無償保証の範疇か疑義が生じた場合は、受発注者で協議するものとする。
- (5) 端末機等については、病院事業局が必要と判断した場合、要求仕様書に示したものの以外のソフトウェアをインストールして使用する場合がある。この場合において、単に要求仕様書に示したものの以外のソフトウェアがインストールされていることをもって保証の対象外としないこと。

8 その他の要件

- (1) アプリケーションソフトの使用権(ライセンス)については、プリインストール等の機器と不可分のものを除いて、契約期間満了後は発注者に帰属させるものとする。
- (2) 契約期間満了後、又は故障修理等により内蔵ストレージ装置の交換等が生じたときは、当該ハードディスク装置内のデータ消去を行うこと。
作業内容としては概ね以下のとおり。
 - ア. 消去方法：米国国防総省標準方式又は同等以上であると判定できる方法。
 - イ. 作業場所：沖縄県病院事業局本庁舎又は病院施設内で発注者の指示する場所。但しこれによりがたい場合は、受発注者協議の上、作業場所の決定を行うこと。
 - ウ. 結果確認：実施全台数分の消去結果について、証明書を機器毎に提出し承認を得ること。記載項目は以下のとおりとする。
 - ①実施日
 - ②実施場所
 - ③実施PCの製品名及びシリアルナンバー
 - ④実施方法
 - ⑤消去結果

⑥結果確認者

エ. その他:データ消去作業については、実施前に受発注者で具体的方法等を調整の上、実施するものとする。

- (3) 契約終了時において、端末機等のうち、マウス、テンキー及びメーカー提供のマニュアル等の付属品に関しては、一部の欠落を認めるものとする。
- (4) 受注者は、自己の費用で納入機器に動産総合保険を付保するものとする。

「物品等の機能・性能に関する仕様」

(表1)ノートパソコンの仕様

項目	仕様
形状タイプ	・ノートパソコンタイプ
BIOS	・導入機器全台数において最新の統一バージョンを使用すること ・パスワード設定が可能であり、BIOS 設定が変更されないよう管理できること
CPU	・Core i5 同等以上の処理能力を持つもの
内蔵メモリ(RAM)	・8GB 以上
グラフィック表示	・解像度は 1920×1080ドット以上
ディスプレイ	・15.6 インチ程度、ノングレア
内蔵ストレージ	・256GB 以上
入力デバイス	・JIS 規格基準の日本語キーボードを内蔵し、テンキーを含む。外付けタイプ不可 ・USB 光学式もしくはレーザー式の有線マウスを付属すること。
OS	・Windows 11 Pro (日本語版) 64bit
通信	・有線 LAN、必要に応じ、無線 LAN を有効化/無効化できること
拡張性	・USB3.2 Gen1(Type-A) USB×2以上
バッテリー	・駆動時間 6.0 時間以上の機能を有すること。
その他	・本体の色は指定しない。 ・充電用 AC アダプターを付属すること。

(表2)アプリケーションソフト

品名	仕様
セキュリティ対策ソフト	Web 脅威対策、ウイルス・不正アプリスキャン、マルウェア対策、ランサムウェア対策(暗号化ファイルの自動復元)、不正侵入防御システム(IPS)等の機能を有すること ※ サポートライセンス 48 カ月分を付属すること
WWW ブラウザ	次の2種類の Web ブラウザをインストールすること ※調達までにリリースされた修正パッチを全て適用すること ・Google Chrome 日本語版 ・Microsoft Edge 日本語版
JUSTSYSTEMS JustOffice 5 Standard	表計算を閲覧できるようにすること
PDF 閲覧ソフト	Adobe Reader 最新バージョン、日本語版
端末管理ソフト(MDM)	CLOMO MDM ・管理者側から端末の遠隔ロックが行えること。 ・管理者側から端末の遠隔初期化が行えること。 ・アプリのインストールを管理できる機能を有すること。 ・4 年分
その他	※上記各アプリケーションソフトのオプションモジュール及びハードウェアに付属するソフトウェア(プリインストールソフト)のインストールの要、不要については、別途協議して決定 ※インストール時にライセンス違反が起こらないようにすること

(設置・設定の条件)

1 全般的事項

- (1) 設置・設定等に当たっては事前に全体的なスケジュール表と作業体制表を提出し、発注者とその内容について協議すること。
また、協議事項については、全て文書化し議事録等を残すこと。
- (2) ノートパソコンについては、仕様書に示すアプリケーションソフトの導入及び OS の設定等を確認の上、「設定仕様確認書」を作成、提出しインストール・設定方法の承認を受けること。(詳細については「2. 具体的事項」を参照)
- (3) 端末機等は、必要なアプリケーションソフトのインストール及び諸設定等を行った後、別途提示する「端末機等配置表」及び「配置図」に基づき、指定された場所に使用可能な最新(OS パッチ及びウイルス定義ファイル)状態で設定及び設置すること。
- (4) 機器には、下記の事項を表記した標識(シール)を作成し貼付すること。なお、標識等を貼付する機器の範囲、貼付箇所等については別途調整するものとする。
 - ア. 件名(契約名)
 - イ. 導入年度
 - ウ. 病院総務事務センター
 - エ. 型式及び製造番号
 - オ. コンピュータ名
 - カ. 契約年月日
 - キ. 納入業者名
- (5) 機器に接続する LAN ケーブルについては、既存のネットワークスイッチ - ケーブル間の接続を確認したうえで、使用可能であれば既存のケーブルを使用し、不良の場合は取替を行うこととする。また、設置指定場所に既存 LAN ケーブルが敷設されていない場合、当該場所まで配線工事を行うこと。(配線する場合、ケーブルの両端に機器識別のための表示(テプラ等)を行うこと。)
- (6) 機器の設置後、発注者から事前に通知された各所属の担当者立会いの上、機器の設置確認及びアプリケーションソフトの動作確認、ネットワークとの接続確認、標識等の添付確認等を行い、検収書に検収印をもらうこと。検収書は、全てをとりまとめたうえファイリングして「納入完了報告書」の一部として提出すること。
また、要求仕様以外の要望等が発生した際には、日報(毎日提出)にて随時報告すること。要求仕様範囲内と認められる場合は、最大限の協力を行い円滑な設定・調整を行うこと。
- (7) ライセンスにて納品するソフトウェアについては、沖縄県病院事業局名でライセンス登録を行うとともに、ソフトウェア毎のインストールキット(CD-ROMまたはDVD-ROM)とライセンス証書を提出すること。なお、当該ライセンスの登録に際しては、必要な入力情報に関して発注者と事前に調整すること。
- (8) 機器設置後、速やかに、「納入完了報告書」として所属(設置課所名)、コンピュータ名、製造番号、MAC アドレス並びに IP アドレスを記載した機器一覧表及び配置図等を作成し、提出すること。
- (9) 導入作業期間中においては、毎日作業日報を提出すること。
- (10) 搬入により、現地において不要となる梱包材、付属物品、冊子等は、持ち帰り発注者の責において処分すること。(現地で保管が必要な最低限のものについては、調整の上で、各機関に集約保管とする)
- (11) 設置及び設定に当たって、その他必要な事項がある場合は別途指示する。

2 具体的事項

上記1(2)において記述した初期設定事項に関しては、導入前に既存 PC の設定を踏襲した「設定仕様確認書」を提出し、導入する端末機等の仕様確定を行い文書化することとし、その承認済構成において納品を行うこと。

仕様確認書の内容・項目

- 端末(PC)本体、論理ドライブ及びネットワーク関連
 - ※起動時に BIOS 等のパスワードを設定し、当該パスワードが変更されないよう設定すること。
- Windows 及びユーザー環境の設定に関する項目
- 各アプリケーションの設定に関する項目
- ウェブブラウザに関する項目
- スタートメニューの詳細オプションの設定状態
- プログラムのアクセスと既定の設定のカスタマイズ
- Windows コンポーネントの設定状態

端末(PC)関係

- ア. ネットワークに接続する端末機等については、配備された LAN ケーブルに接続し、病院事業局内のネットワーク端末として使用できるよう、各種設定を行うこと。
- イ. 設置するパソコンにおけるコンピュータ名のネーミングルールについて、事前に発注者と調整を行うこと。
- ウ. ネットワーク接続に際しては、コンピュータ名、IP アドレス等は指定された内容で設定すること。
- エ. (表3)に示すアプリケーションソフトについて、インストール及び各種設定を行い、動作確認を行うこと。
- オ. デスクトップ上に配置するアイコンは、【コンピュータ】【ネットワーク】【ごみ箱】【Microsoft Edge】【Google Chrome】【JUST Office】【Adobe Reader】【病院総務システム(ショートカット)】とする。
- カ. 上記設定の詳細については、発注者と協議すること。